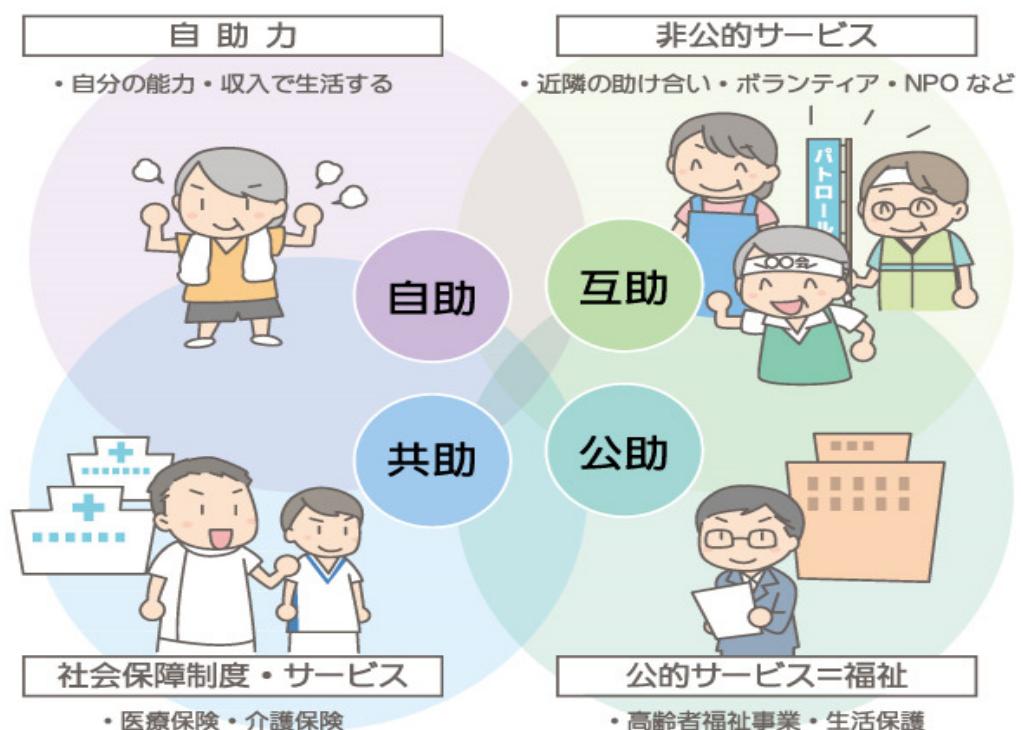


令和6年度 事業計画

※地域福祉4助の連携図



社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会

☆基本理念☆

『一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを進めます』

☆基本目標☆

『頼られる社協、応える地域福祉活動を目指します』

☆法人運営の重点事項☆

- 1)組織の土壌を強固にするため、人材育成・特に管理職教育を計画的に実施します。
- 2)本町及び本会の奨学金制度、就職支援金、労働環境等を積極的にPRし、人材確保に努めます。
- 3)介護・保育の適正規模について、関係機関と協議し、円滑なサービス提供ができる仕組みを提案していきます。
- 4)大災害を想定した支援体制、サービスの継続、必要な備蓄等について計画を定め、有事の際に備え「福祉的支援活動の基盤強化」を図ります。
- 5)財政の健全化に向け、職員一体となって稼働率の向上とコスト削減に取り組みます。

☆令和6年度 社協指針☆

コロナウイルス感染症が5類に移行され、徐々に従来の活動やイベントも再開されるようになり、賑わいもみられますが、依然として本町の人口減少は進み、超少子高齢、単身・高齢者のみの世帯増加が続いている一方では物価高騰による生活へのしわ寄せ・生活困窮により、将来に不安を抱える方は少なくありません。また、多くの産業が「担い手不足」の状況にあり、福祉職場においても外国からの労働力の提供を受けるなど、時代の変化に対応する取り組みが進められていますが、入所系サービスについては変則勤務もあることから、入職希望者は変わらず少ない状況です。

このような状況の中ではありますが、本会は「地域共生社会」の実現に向け、行政を始めとする多くの関係団体・地域住民と協働し、様々なニーズに対応する包括的な支援体制づくりに努めてまいります。そのためには「多様な人材の確保」「財政基盤の強化」、「前例踏襲主義の撤廃」「柔軟かつ有益な発想ができる職員育成・登用」を柱に組織の土壌を固め、「本町及び本会の魅力・福祉の魅力」を大きく発信するとともに、住民の期待に応えるよう取り組みを進めます。

法人運営部門においては、前年度から引き続き「労働環境の改善」のため、専門家の指導・助言を仰ぎ取り組みを進めておりますが、令和6年度は「管理職教育」と「評価制度」について計画的に実施します。業務分掌も見直しながら、組織の基盤強化に取り組むことにしております。

地域福祉部門においては、令和5年度を始期とする「第3次地域福祉活動計画」の年次的取り組みを着実に実施するとともに、複雑・多様化する本町の生活課題に向き合い「誰

一人見逃すことなく」、孤立を防ぎ、全国的に問題となっている孤独死など決して起こらない、安心して暮らせる福祉のまちづくりを関係機関と連携のもと、一層進めます。

また、本町は島根県の町村部でも社協の「日常生活自立支援事業（金銭管理等）」を契約する方の数がトップクラスであり、日常生活に支援を要する方をしっかりとサポートし、その方々の暮らしを支えていきます。なお、本事業は金銭を預かる事業であることに鑑み、「法令遵守・職業倫理」の徹底を図ります。

さらに、いつ起こるかわからない自然災害に備え、本会の支援体制の構築と、住民への防災意識の高揚を図ります。

介護保険事業においては、今後の人口動態や現状を踏まえ、本町の介護サービスの在り方を行政や他の事業所とともに継続して協議していきます。町内の事業所では介護職のみならず、看護職や介護支援専門員といった資格職の確保が特に厳しく、行政及び本会に支援要請をされている事業所もある状況です。このような状況は今後も続くと思われ、劇的な改善を望むことは難しく、身の丈に合った事業展開を選択すべきと考えます。必要により、理事会に報告し、ご意見を伺いながら進めたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

また、外国人の雇用と資格取得支援について、計画的に継続して進めます。

保育所においては、コロナウイルス感染症の5類移行後、従来の行事の一部が再開でき、子どもたちの笑顔も増えてきていると認識しております。今後は、元通りの保育ができるよう感染症の状況を見ながら取り組んでまいります。保護者の方と保育士の距離も縮まり、穏やかな環境の中、お子様の成長に寄与したいと考えます。

なお、保育所は町営ですが、今後も4保育所の継続が必要なのか、内部で協議し、理事会にもお諮りしながら、必要によっては飯南町と意見交換したいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

～追記～

社会福祉協議会は、本来「協議体」としての性格を持ちますが、山間僻地・離島においては、「事業体」としての役割を期待されることがあります。このことについては賛否あるのは当然のことですが、基本は「住民の福祉のため」であり、住民や行政に期待されることに応えていくことも飯南町社会福祉協議会の責務と認識し、建設的な協議を進めながら令和6年度の事業を次ページより、各課の資料に基づき進めていきます。

I. 総務課

1. 運営方針

- 社会福祉法に基づいた役員会の運営や事業運営の透明性・財務規律の強化に努めます。
- 法人全体で各事業の経営状況を共有し全職員で効率的な事業運営を目指します。
- 行政を始めとする他機関と連携した人材確保に努めるとともに、職員のキャリアに応じた研修を行い、職員の資質向上に取り組みます。
- コンサルタント契約を継続し、労働条件、採用方法の更なる見直しを行います。
- 適正な組織マネジメントや事業計画に基づいた各部門の目標達成のため、管理職研修を実施します。

2. 重点実施項目

- 伝送システムを活用した事務量の軽減とオンライン環境の整備を行います。
- 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理に努めます。
- 飯南町共同募金委員会・日赤飯南町分区の継続した取り組みを行います。

3. 実施事業

(1) 役員会議の開催

- 1)理事会の開催(5月・10月・1月・3月)
- 2)監査会の開催(5月・10月)
- 3)内部監査の実施(必要時)
- 4)理事会全員協議会の開催による重要事項の事前協議及び情報交換
- 5)役員研修会の開催(12月)
- 6)評議員選任・解任委員会の開催
- 7)議決機関としての評議員会の開催(6月・11月・2月・3月)
- 8)運営検討会議の開催(月1回)
- 9)管理職会議の開催(隨時)

(2) 諸規程の整備

- 1)根拠法に従って関連規程を改正の都度整備し、法令順守に努めます。
- 2)社会保険労務士との委託契約により、労働関係法律の改正に速やかに対応します。

(3) 地域公益活動

- 1)他の社会福祉法人と連携して、公益的な取り組みを進めていきます。

(4) 情報開示による事業の透明性の確保

- 1)ホームページによる分かりやすい情報発信、情報開示を行います。

- 2)社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの運用を行います。
- 3)広報誌“社協だより”を発行します。(年5回)

(5)社協会費の募集

- 1)住民は社協会員であるとの理解を深めるPRに努めるとともに、企業等賛助会員から会費の募集に努めます。

(6)公的財源の確保

- 1)法人運営と事業の重要性への理解を求め、公費財源の確保に努めます。

(7)福祉・介護人材の安定的な確保と定着

- 1)行政を始めとする関係機関と連携し、外国人を含む人材確保に努めます。
- 2)給与制度の見直しによる、人材確保や職員の定着、福祉の魅力を発信します。

(8)基金の活用による地域住民への還元

- 1)香典返し等の寄付による典礼事業(斎壇車)の整備をします。
- 2)町内福祉施設への福祉用具の助成事業を実施します。
- 3)地域福祉推進事業で活用することにより、地域への還元につなげます。

(9)各部署との連携による職員育成研修

- 1)新人職員には採用後、内部研修の実施を行い配属先では実務に添った研修と研修日誌を活用したスムースな職場適応への支援を行います。
- 2)中堅・指導的職員等、キャリアに応じた外部研修への積極的な参加を促します。
- 3)職員一人ひとりが目標をもって仕事に取り組めるように職員目標管理の見直しを「評価制度導入」を視野に入れて行います。
- 4)職員の人権意識を高めるため、人権研修への参加促進を行います。

(10)資格取得の推進

- 1)資格取得支援制度実施要綱の運用により、積極的な資格取得を推進します。

(11)職員の福利厚生

- 1)専門家の指導・助言を受け、職員の労働条件全般について、魅力あるものとなるよう見直しを図ります。
- 2)衛生委員会を開催し、職場環境及び職員の心身の健康管理について課題をあげ改善を図ります。
- 3)健康診断の結果を踏まえ、産業医と協力して職員の健康保持に努めます。
- 4)定期健康診断に加えて、積極的ながん検診を推奨し助成金を支給します。
- 5)メンタルヘルスの相談窓口を設けるとともに、全職員に対してストレスチェックを行います。
- 6)女性の育児休業に加え、男性も育児休業の意向確認を行い取得しやすい職場環境

に努めます。

(12) 苦情解決

- 1) 各部署における苦情等を職員が共有認識し、再発防止に努めます。
- 2) 住民・サービス利用者からの要望や、課題については、運営検討会議等で協議し各部署や関係機関に繋げていきます。
- 3) 第三者委員との意見交換会の開催を行い、適切な苦情対応に努めます。

(13) 赤い羽根共同募金活動の充実

- 1) イベント募金や、募金付き自動販売機の設置など積極的な募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- 2) 新たな募金活動(募金百貨店等)を検討していきます。
- 3) 共同募金委員会、審査委員会により、公正に助成事業への配分を決定します。

(14) 日赤飯南町分区の活動の充実

- 1) 赤十字活動の推進及び社費・寄付金の資金協力に努めます。
- 2) 災害時における速やかな活動に努めます。
- 3) 救急法講習会等への講師派遣
- 4) 救援物資・見舞金の贈呈

II. 地域福祉課

1. 運営方針(オールしまね社協 行動方針)

- 受け止める……全ての住民の思いを受け止め、寄り添い、共に解決に向けて行動します。
- つなげる………対象や分野を超えたネットワークの形成を図り、住民主体の地域づくりを進めます。
- 挑戦する………地域の生活・福祉課題に向き合い、その解決に向けて挑戦します。

2. 重点実施項目

- 第3次飯南町地域福祉活動計画に添った事業展開を行います。

- 丁寧な個別支援活動と、地域づくりの活動を総合的に展開します。

- 学校や地域、行政、民生児童委員協議会、公民館等と一体化した福祉教育を通して、共に生きる力を育み、地域を支える人づくりを行います。

3. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

- 1)福祉合同会議の開催(年2回)
- 2)小地域福祉組織アセスメントとその活用
- 3)福祉活動の取り組みの提案と支援

(2)生活支援体制整備事業

- 1)地域課題とニーズ把握、情報提供と共有
- 2)社会資源の把握及び開発
- 3)地域包括支援センターと協働した展開を図る
- 4)地域ぐるみの子育てをめざした交流や研修の実施

(3)ふれあいきいきサロン事業

- 1)サロンの継続と再開支援
- 2)多様な方々・団体との交流推進、調整
- 3)防災、防犯を含めた生活支援情報の提供や学習会の支援、開催
- 4)サロンボランティアリーダー研修会の開催

(4)ボランティアセンター事業(地域を支える人づくり)

- 1)ボランティア研修会、親子ボランティアスクールの開催
- 2)ボランティアへの関心を高め参加の促進
- 3)ボランティア活動募集とニーズに応じた活動者のコーディネート
- 4)ボランティア活動者と学校ボランティアサークルの活動支援
- 5)企業等へのボランティア参加の提案と情報提供

(5)福祉教育推進事業

- 1)関係機関と協働した福祉教育の推進
- 2)島根県社協主催ふくしの学び合い推進助成事業の展開
- 3)保・小・中・高での継続した福祉教育の実施
- 4)あいサポートー研修の推進
- 5)福祉教育実践プログラムの作成

(6)総合相談事業

- 1)心配ごと相談『こもれび相談』の開設 毎月2回
- 2)無料法律相談の開設 隔月1回
- 3)ひきこもり・不登校の当事者、保護者の相談場所『みんなの居場所“ぷらっと”』の開設
- 4)情報発信、伝達手段の充実による相談場所の周知、相談をつなぐ体制強化に向けた働きかけ（各種会合参加、個別訪問、ポスター、パンフレットの活用）
- 5)見守りや訪問活動の実施
- 6)関係機関との情報共有や支援体制の構築
- 7)相談員、サポーターの研修会への参加促進

(7)権利擁護事業

- 1)日常生活自立支援事業
- 2)生活支援員研修会への参加と実施

- 3)法人後見事業
- 4)法人後見運営委員会の開催(5月)
- 5)中核機関運営委員会への参加(10月)
- 6)法人後見支援員研修会への参加
- 7)行政主体の住民への周知、研修会実施の協力

(8)単身高齢者、高齢者等世帯事業

- 1)高齢者世帯戸別訪問(困りごとの相談、情報提供、交流会案内、実態把握等)
- 2)生きがいづくり交流会の開催
- 3)社協カレンダーの制作と配布

(9)貸付相談事業

- 1)民生融金(緊急小口現金)
- 2)生活福祉資金
- 3)資金運営委員会の開催(1回／年、必要時)

(10)いーなんシルバーおたすけ隊事業

- 1)新規会員募集の継続
- 2)安全・適正就労の促進と円滑な運営
- 3)ニーズ把握とサービス内容の更新
- 4)会員意見交換会の実施
- 5)他機関との連携による生活支援の実施

(11)配食サービス事業

- 1)栄養バランスの良い食事提供と「高齢者の見守り」の実施
- 2)感染症対策の徹底と安全な食の提供の継続
- 3)ボランティアの協力のもと地域との連携を深めた円滑な運営
- 4)若い世代や職域等からのボランティア活動への参加促進

(12)地域福祉諸団体との連携事業

- 1)団体活動への支援、協働
 - ・民生児童委員協議会
- 2)団体活動の支援
 - ・身体障がい者協会
 - ・やまゆりの会(手をつなぐ育成会)
 - ・原爆被災者協議会
- 3)団体活動の協力
 - ・老人クラブ連合会 ・各ボランティア団体 ・母子会 ・遺族会

(13)災害ボランティアセンターの設置運営

- 1)設置運営等の学習の継続
- 2)関係機関(行政、ライオンズクラブ、防災士会等)との連携

- 3)住民への意識啓発
- 4)災害時に必要な備品の備蓄、定期点検
- 5)防災に向けた支え合いの体制づくり

III-1. 在宅福祉課 《通所介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者へ地域とのふれあいの場を提供し、安心して安全に過ごせる居場所づくりと共に地域に根差した場所となることを目指します。
- 利用希望者を受け入れ、一人ひとりを大切にし、個性や状況に合わせた介護を実践します。
- 建設的な意見を出し合える環境を作り、様々な世代の職員が切磋琢磨し協力しつつ働きやすい職場作りを目指します。

2. 重点実施項目

- 利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、心身機能の維持と介護者の介護負担が軽減できるようサービスを提供し、長く笑顔で過ごしていただけるよう努めます。
- 利用者の人権擁護の観点から、利用者に対する虐待の防止及び生命または身体保護を徹底するため、緊急やむを得ない場合を除き、行動を制限する行為を行わないよう定期的に研修を行います。
- 感染症や自然災害発生時のサービスの継続及び早期の業務再開の計画(BCP)に基づき、必要な研修や定期的に業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行います。
- 令和6年4月に行われる介護報酬改定の情報を通じて、今後の介護保険制度の方向性を速やかに把握し、地域に根差した事業運営となるよう努めます。また、在宅生活に必要な介護サービスの事業継続ができるよう、効率的な運営を目指します。
(目標稼働率:65%)

3. 実施事業

(1)通所介護事業(介護保険で要介護1~5と認定された方)

- 1)通所介護計画・個別対応マニュアル(介護手順書)・アセスメントの作成
 - ・利用者個々の通所介護計画の作成と評価を行い、適切なサービスを提供します。
- 2)機能訓練の実施
 - ・利用者個人の生活場面に着目した、個別の機能訓練を実施し、軽作業やレクリエーションを通して、楽しみながら心身機能の維持向上を図るプログラムを実施します。
- 3)自立支援と意欲の向上
 - ・自立支援という基本原則をもとに、本人の残存機能を見極め、在宅生活の中で、

できることを維持し、ADL介助においても本人の能力を引きだす介助を行います。

4)口腔ケアの実施

- ・口腔体操の実施、食後等口腔内の清潔を保ち、咀嚼・嚥下機能の維持向上に努めます。

- ・必要に応じ、医療機関の協力を仰ぎ、個別に口腔ケア指導を行います。

5)園芸活動の実施

- ・四季に沿った花や野菜を育て、収穫・調理・食べる事の楽しみにより利用者間のコミュニケーションを増やすことで意欲の向上を目指します。

6)認知症の悪化防止

- ・認知症の利用者に対して、楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施します。

7)状態把握と悪化防止

- ・利用者の日々の状態把握に努め、安全に一日を過ごしていただきます。状態に変化がある場合、各関係機関、家族と連携し悪化防止と早期発見・対応に努めます。

(2)第Ⅰ号通所介護事業(介護予防現行相当サービス、事業該当者)

1)認知症予防、機能訓練の実施

- ・レクリエーションや創作活動等を通して、生活意欲の向上と心身機能の維持向上に資するプログラムを実施します。

- ・認知症予防として楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施、栄養や生活習慣などの相談助言、調査を行います。

2)自宅でできる介護予防の紹介

- ・自宅で継続してできる、筋力低下予防・健康体操・尿失禁予防・生活習慣等を紹介し、要介護状態への進行を防止することに努めます。

3)個別相談・生活相談

- ・利用者が抱える生活上の悩みや困りごとを打ち明けていただけるよう信頼関係を構築し、利用者にとって住みやすい環境となるよう相談、提案を行います。

(3)来島高齢者生活福祉センター事業

1)居住部門

- ・1人部屋 5室

- ・2人部屋 2室

- ・障害者用部屋 1室 10名定員

2)生活管理指導短期宿泊事業

- ・定員 4名

- ・冠婚葬祭等、家族が不在の際に短期間(最大1週間程度)の利用が可能

3)冬季宿泊センター

- ・平成25年12月開所(12月1日～3月31日)

- ・個室 4部屋 夫婦部屋2部屋

(4)基準該当生活介護の実施(障がい者総合支援法関係)

- 1)65歳未満の在宅障がい者の方に対する必要な介護を提供するとともに、介護者の負担軽減に努めます。

4. リスクマネジメント

- ・サービス提供中に発生の可能性があるあらゆるリスクの防止について、職員が基礎知識と共に通認識を身につけ、必要に応じマニュアルを見直し、定期に事故防止を協議し、危機意識を高めることで危機管理能力の向上に努めます。
- ・感染症対策には、積極的な研修受講と保健機関等専門職の指導等を仰ぎながら、速やかに対応していきます。

5. 苦情相談の対応

- 1)利用者及び家族に対する聞き取りを実施し、要望、苦情の早期把握に努めます。
- 2)利用者及び家族からの相談、苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に努めます。
- 3)受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間にて共有しサービスの改善に向け誠実に対応を行います。

6. 事業所における自己評価の実施

- ・雲南地域介護サービス事業管理者連絡会において、事業所自己評価を行いサービスの見直しを行います。

7. その他

(1)研修計画(主なもの)

- 1)介護技術取得(入浴介助技術)や、認知症対応の研修に参加します。
- 2)利用者層の変化に伴う、新しい時代の通所介護の運営・あり方についての研修に参加し、職員全体で協議を進めます。
- 3)職場内において、諸規程(特に就業規則)及び職業倫理を説明・教育し、組織人として必要な心得を学びます。
- 4)高齢者身体拘束防止及び虐待防止にかかる研修に参加します。
- 5)経営感覚の醸成が重要視される中、経営支援の研修に参加します。

(2)福祉学習の場の提供及び交流活動について

- 1)職場体験学習等、積極的に受け入れを行います。
- 2)地域のボランティアの方と交流活動を行います。

(3)会議

1)外部会議(定例)

運営検討会議・管理職会議・高齢者サービス調整会議・サービス担当者会・法人内部会議・来島居住施設事業検討会議・介護予防推進会議

飯南町福祉施設協議会・雲南地域通所介護部会

2)課内会議

- 職員会(月1回)・ケース検討会(随時)・事故防止検討会(随時)
- 3)身体拘束防止検討委員会・虐待防止検討委員会
- 4)業務継続計画訓練及び研修会
- 5)地域密着型通所介護運営推進会議(年に2回)

(4)職員の健康管理

- 1)自己の健康管理を行います。(検温、手指消毒、うがい、マスク着用などの感染予防)
- 2)職場内健康診断、一般検診を受診します。

III-2. 在宅福祉課 《訪問介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者の意志や人格を尊重し、住み慣れた地域でその人らしく暮らしていただけるよう、個々の立場に立った質の高いサービスの提供を目指します。
- 地域の持つさまざまな福祉サービスと密接な連携を図り信頼関係を築く中で、相談しやすく、利用しやすい事業所を目指します。
- 職員間においてお互いに認め合いコミュニケーションを取り尊重し合える、働きやすい職場づくりを目指します。

2. 重点実施項目

- 町内唯一の訪問介護事業所としての責務を認識し、安心で信頼して利用いただけるサービスの提供に努めます。
- 利用者が多様化する中で、障がいサービス利用の方も含め、きめ細やかなサービスの提供が行えるよう各関係機関との連携に努めます。
- 利用者的人権擁護、尊厳保持のための虐待防止及び身体への制限防止に関する定期的な研修を行います。
- 感染症や自然災害発生時のサービスの継続及び早期の業務再開の計画(BCP)に基づき、必要な訓練や研修を行い定期的に業務継続計画の見直し変更を行います。
- 令和6年度の介護報酬改定により訪問介護はマイナス改定となりましたが、制度内容を把握し、法令を遵守した事業運営に努めます。

3. 実施事業（実施事業の稼働時間の平均10%増を目指します。）

(1)介護保険による訪問介護事業

要介護1～5と認定された方で、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が出来るよう支援を行います(身体介護、生活援助等のサービス提供)。

(2)介護保険による第1号訪問事業(介護予防現行相当サービス、事業対象者)

要支援Ⅰ・Ⅱまたは事業対象者と認定された方で、可能な限り居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(3)障害者総合支援法による居宅介護事業

居宅において利用者の意志及び人格を尊重し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。

(身体介護、家事援助、通院等介助のサービス提供)

(4)法定外福祉サービス事業

当事業所のサービス利用者に対し、介護保険、障がい福祉サービスでは算定することが出来ない支援を提供し、安心した生活の維持を図ります。

4. 各種会議

1)外部会議(定例)

高齢者サービス調整会議・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会・ケース担当者会・地域ケア会議・雲南地域訪問介護協議会・飯南町自立支援協議会地域部会・集団指導(介護保険、障がい者福祉サービス)

2)内部会議

・課内職員会(月1回)

連絡事項の確認、ケース検討、研修報告、ケア技術の向上の研修を実施
・虐待防止及び身体拘束防止委員会の開催

5. 研修会への参加

1)すべての職員が目的を持ち計画的に研修に参加します。

(BCP 訓練、虐待防止、認知症、接遇、人権、介護技術、コミュニケーション技術、障がいの特性等)

2)研修復命による職員への報告、勉強会の実施・課内研修を実施します。

6. 健全な事業運営の促進

1)利用者のニーズに対応できる勤務体制の確保に努めます。

2)訪問時間の効率的な配分と合理的な勤務体制を築きます。

3)困難ケースに対する情報を共有し適切なサービスに努めます。

4)公用車の保全管理を徹底します。

5)常に安全運転に心がけ、余裕をもった行動を心がけ交通事故0を目指します。

6)ヒヤリハットへの対応、事故防止に努めます。

7)緊急時における対処方法の明確化を図ります。

7. 苦情相談の対応

- 1)利用者、及び家族に対する聞き取りの実施、苦情、要望の早期把握に努めます。
- 2)利用者、及び家族からの相談苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情処理規程」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に活かします。
- 3)受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間で共有しサービスの改善に向けて誠実に対応します。

8. 事業所における情報の公表、自己評価の実施

- 1)県の介護保険制度による介護サービス情報の公表を行います。
- 2)雲南地域介護サービス事業管理者連絡会における事業所自己評価を行いサービスの点検・見直しを行います。

9. 職員の健康管理

- 1)自己の健康管理を強化します。(手洗い手指消毒、マスクの着用、うがい、または訪問中の事故防止)
- 2)職場内健康診断、一般検診を受診し(訪問介護員全員、年に1回以上実施する)
また定期的に検便、ストレスチェックを行います。

IV. 特別養護老人ホーム あかぎの里

1. 運営方針

「住み慣れた地域で、自分らしく穏やかに安心して暮らせるように」

2. 事業実施方針

- 「あかぎの里」で働くスタッフは、「自分の大切な人」を安心して託すことができる施設づくりを目指します。
- 「明るく・暖かく・穏やかな生活の場」を創り上げることを念頭におき、ご入居者にここに住んで良かったと言っていただける施設を目指します。
- 常に「多職種協働」を意識し、知恵を出し合い、入居者お一人おひとりの生活を精一杯支えます。

3. スタッフ活動目標(目標稼働率 入所 86% 短期入所 68.5%)

- (1)常に「穏和」(落ち着き・和やか)且つ笑顔を忘れずに接します。
- (2)入居者・家族そして、職員同士が「礼儀」をもって仕事に臨みます。
- (3)変化を恐れず、自分自身が「前進」することで施設に貢献します。
- (4)「目配り(観察力)」「心配り(想像力)」「気配り(表現力)」を身につけ、ご入居者に寄り添います。

4. 重点実施項目

(1)職員教育について

- ・サービスの質の向上に向け、職員同士・あるいは上司と職員とのコミュニケーションを大切にしながら、基本に立ち返り3M(ムリ・ムダ・ムラ)と5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の見直しを行います。

(2)感染症対応について

- ・感染対策を講じながら、ご入居者に楽しんでいただけるような支援を目指し行事や面会などの緩和に向け取り組んでまいります。

(3)人間関係について

- ・入居者、職員間でも相手を尊重し相手のために心を配ることを意識し、穏やかにケアに向き合えるよう努めます。

(4)多職種協働と専門機関との連携について

- ・スタッフ一人ひとりが役割を深く認識することで眞の意味での「他職種協働」を行います。
- ・経口摂取の維持と食形態、時間(タイミング)、そして嗜好調査を行いながら、「食」を楽しんでいただくための取組みを行います。又、専門機関の協力を仰ぎながら、口腔機能の維持・向上、嚥下機能の維持・向上のための取組みを行います。
- ・嘱託医、町立病院との連携を諮る中で、早期発見・早期治療につながる医療が提供されるよう支援します。

(5)その他

- ・補助金等を活用した介護ロボットの導入及び施設内の環境を改善するための修繕を年次的に行います。

5. 各種会議

<定例会議>

運営検討会議(月1回)・高齢者サービス調整会議(月1回)

ショートステイ調整会議(月1回)・飯南町福祉施設協議会・介護福祉部会への参加

<内部会議>

主任・リーダー会	目的…施設運営に於ける課題等を、協議決定する。決済会議。
	構成…施設長、生活相談員、課長、各主任者、副主任
サービス担当者会議	目的…施設介護サービス計画を作成する。隨時、進捗状況を確認し、モニタリングを行う。
	構成…介護支援専門員、利用者本人、家族、担当職員
グループ会議	目的…業務全般の課題等を協議し、実践する。
	構成…介護職員

給食会議	目的…食事内容、食環境等、協議する。 構成…全調理員、管理栄養士
職員会議	目的…全職員共通の課題や周知事項を協議、伝達する。また、職場内研修に活用する。 構成…全職員
運営推進会議 (地域密着型のみ)	目的…利用者・地域住民等に提供サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービス提供を行う。 構成…家族・地域住民・行政職員・施設長・相談員・担当職員

<各種委員会>

施設入所検討委員会	目的…新規入所者を委員の合議にて決定する。 構成…局長、第三者委員、行政職員、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員
事故防止委員会	目的…事故発生時、施設長の召集により開催し、原因の究明、今後の対応及び再発防止に向けた具体的対応を協議し、全員に周知、徹底する。 構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、各主任、副主任、担当職員
身体拘束廃止委員会	目的…利用者の生命、身体を保護するためやむを得ず、身体拘束が必要な場合、施設長の召集にて開催し対応を協議、全職員に周知する。 構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、各主任、副主任、担当職員
虐待防止委員会	目的…虐待等が発生した場合、又は疑わしい状況が発生した場合、施設長の召集にて開催し対応を協議し全職員への周知や市町村への報告を行う。 構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、各主任、副主任、担当職員
感染症対策委員会	目的…感染症発症時、必要時、施設長の召集にて開催し、感染の拡大防止、対応を協議にする。 構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、各主任、副主任、担当職員
衛生委員会	目的…職員の危険(労災防止)又は健康障害を防止するための基本となるべく対策を話し合う。 構成…管理職・職員
安全(医療的ケア)委員会	目的…実施のための体制の検討・事例の分析検討・教育・指導方法の検討・手順の検討と見直し

	構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、各主任、副主任、担当職員
業務改善委員会	目的…職員の働き方、業務効率、労働時間等を細かく話し合い、働きやすい職場とするため、見直し改善を行う。 構成…生活相談員(必要時)、課長、主任、副主任、他参加自由
BCP 策定委員会	目的…災害発生時において施設サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の見直しを行う 構成…施設長、生活相談員、課長、介護支援専門員、看護師、介護職員

6. 研修計画

研修名	対象職員
経営セミナー	施設長
スキルアップ研修	年度対象者
人材育成担当者研修	生活相談員・介護職員
ユニットリーダー研修	介護職員
ユニット実践者セミナー	介護職員
社会福祉法人会計基準講習	施設長・担当職員
生活相談員研修	生活相談員
医療行為に関する研修	看護職員・介護職員
口腔ケア研修	看護職員・介護職員
排泄ケア研修	看護職員・介護職員
老施協 中国大会・県大会	相談員・介護主任・リーダー
リスクマネジメント研修	相談員・介護主任・リーダー・看護職員
認知症研修	介護職員
認知症基礎研修	介護職員(無資格者)
感染症研修	看護職員・栄養士・調理員
人権擁護研修(虐待防止)	全職員
介護技術研修	介護職員
介護支援専門員研修	介護支援専門員・有資格者
栄養士・調理員研修	栄養士・調理員
栄養ケアマネジメント研修	管理栄養士
介護職員実務者研修	介護職員
飯南町福祉施設協議会研修	全員
飯南町地域包括ケア推進局研修	全員
資格取得に向けた講座・研修	対象者

V. 居宅支援課

1. 運営方針

- 「地域福祉」の推進役である社会福祉協議会の相談援助を行う事業所として「気楽に相談できる、信頼される事業所」を目指します。
- 一人ひとりの生活に対する価値観を大切にし、自己決定や自己選択を支援します。
- 自立支援、重度化予防を目指し、適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 常に利用者の立場に立ち、居宅サービスなどが特定の種類または居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

2. 重点実施項目

- 医療との連携を強化し、日々の療養管理を支援します。また入院時には医療機関への情報提供を早期に行い、退院まで途切れないと支援を行います。
- 様々な生活課題の発見、ニーズの把握を行い、課題解決に向け必要な社会資源の開発、各関係者との連携を図り、個別支援から地域支援へと結び付けていくよう働きかけます。
- 介護者のライフスタイルや介護負担にも配慮し、多様なプラン提案や情報提供を行い、在宅介護の継続を支援します。
- 認知症の権利擁護に配慮し、重度化予防や暮らしのサポートを行います。
- 感染症や災害への対応力強化に努め、業務継続研修・訓練、見直しを続けていきます。
- 医療機関や地域包括支援センター、各種相談部門とのネットワークを構築し新規利用の確保につなげます。職員相互の情報の共有化、業務分担による業務の効率化を図り、働きやすい環境作りを行います。

☆計画作成者：介護支援専門員 常勤 管理者含め3名 非常勤1名

相談支援専門員（障がい） 1名（兼務）

☆目標件数：要介護 85 件 要支援 38 件 障がい支援 2 件

3. 実施事業

- (1) 介護保険における「居宅サービス計画」（ケアプラン）作成
 - 1) 居宅介護（要介護1～要介護5）
 - 2) 介護予防（要支援1～2）・総合事業対象者（地域包括支援センター委託）
 - ・居宅介護サービス計画の作成と利用者へのモニタリング、サービス事業所との連絡調整、給付管理
- (2) 要介護認定に係る訪問調査（雲南広域連合委託）
- (3) 障害者総合支援法における計画相談
 - ・居宅介護、就労支援
- (4) グループホーム「まんてんの家」計画作成支援
 - ・期間限定（1年間）で介護支援専門員を派遣
 - ・入所者（9名）のケアプラン作成に係る業務を請負う

4.居宅介護 特定事業所加算(Ⅲ)要件を含む事業所の整備

- (1)主任介護支援専門員を配置し、支援困難ケースを適切に処理できる体制を確保します。
- (2)24時間連絡相談体制を確保します。
- (3)運営基準(基準第13条関係)を遵守します。
- (4)介護支援専門員実務研修における実習の受け入れを行います。
- (5)資質・専門性の向上を目指します。(計画的な個別研修体制の確保)
マネジメント手法、認知症、虐待や権利擁護、医療連携に関する研修に加え、ヤングケアラー、難病、障がい者、生活困窮者等、他制度に関する事例検討、研修へ参加
- (6)関係機関との連携強化、諸会議への開催・参加
 - ・内部会議 特定事業所として定例会議の開催(週1回)
利用者に関する留意事項に係る伝達やマネジメントに関する技術、事例検討会、社会資源の現状及び検討など
 - ・外部会議
適正給付に向けた事例検討会、担当者会議、高齢者等サービス調整会議
地域ケア会議、病院等のカンファレンス、保健所、行政が開催する会議

5.関係機関との協働・連携

- ・地域包括支援センター等が開催するケア会議への参加やケースの対応のなかで情報共有や処遇検討を行います。
- ・法人内での情報共有や課題認識をとおし、地域課題の抽出とその解決、ニーズに即した事業の提案を行います。

6.情報公表、自己評価、利用者意向調査の継続

- ・島根県情報公表制度への報告を行います。
- ・自己評価や利用者アンケートなどで、事業の見直し改善を図ります。

7.相談・苦情への対応

- ・利用者及び家族から苦情や相談を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情相談対応マニュアル」に沿い速やかに対応します。
- ・苦情に係る問題点の把握、対応策を検討し誠実に対応すると共に、苦情に至る背景を考察し、今後のサービス向上に繋げます。

VI. 保育所

1. 運営方針

- 町の保育方針、保育内容を基本とし、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をすすめる社協の基本理念に沿って、保育所運営を行います。
- 一人ひとりの子どもの人権と個性を尊重し、心身の健康と自立を育む保育を目指します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、安心して預けていただける保育所運営を目指します。

2. 重点実施項目

- 地域の子育て支援中核施設としての役割を担い、子育て中の保護者に寄り添った保育所を目指します。
- 保育士の研修を強化し、保育の質の向上を目指します。
- 安全な環境で乳幼児の健やかな成長を支援するよう、職員間の協働意識を強化していきます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」(改定保育指針)を目指した保育に取り組みます。
- 保育士確保対策事業に取り組みます。

3. 保育所の概要

保育所名及び所在地	定 員	児童数 (4月当初)
さつき保育所 住所 島根県飯石郡飯南町八神 142 番地	20 名	9 名
桜ヶ台保育所 住所 島根県飯石郡飯南町頓原 1426 番地	60 名	38 名
来 島保育所 住所 島根県飯石郡飯南町野萱 774 番地 2	60 名	30 名
赤 名保育所 住所 島根県飯石郡飯南町上赤名 70 番地 7	60 名	38 名
		115名

4. 保育所の開所日・開所時間

業 務	開 所 日	開 所 時 間
通常保育 (標準時間認定児)	月曜日から金曜日	午前7時45分から午後7時まで
土曜保育	毎週土曜日	午前7時45分から午後6時まで
延長保育 (短時間認定児対象)	月曜日から金曜日	午後3時45分から午後7時まで
一時保育	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後 6 時まで

*日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所とします。

5. 受け入れ月齢

生後 10 か月～就学前まで

生後 6 ヶ月～就学前まで ※桜ヶ台保育所のみ

6. 保育内容

- 1) 子どもの発達に応じた保育
- 2) 四季の自然を生かし、慣習を取り入れた保育(自然体験活動を含む)
- 3) 食育活動(菜園活動、クッキング活動等)
- 4) 学校、地域との交流活動(職場体験学習、高齢者施設訪問、地域のサロン参加等)
- 5) 保健に関する行事:身長体重測定(月例)、内科健診・歯科検診(年 2 回)
尿検査(年 1 回)※4, 5 歳児

6) 主な年間行事

月	行 事
4 月	入所式
5 月	春の遠足(親子遠足)、地域開放日
6 月	保育公開日
7 月	七夕まつり、プール遊び、地域開放日
8 月	プール遊び、どろんこ遊び、川遊び
9 月	運動会
10 月	秋の遠足
11 月	地域開放日
12 月	お楽しみ会、クリスマス会
1 月	新年子ども会、餅つき、雪遊び、地域開放日
2 月	節分(豆まき)、保育公開日、雪遊び
3 月	ひな祭り、お別れ会、育了式

7. 飯南町子育て支援事業の実施(飯南町子育て支援事業実施要綱に基づく事業)

- 1) 子育て相談事業…保護者の子育てに関する悩み等の相談に対応します。
- 2) 延長保育事業…4保育所において実施(土曜日を除く毎日)
- 3) 一時保育事業…4保育所において実施(土曜日を除く毎日)
- 4) 子育て支援センター事業
就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦を対象に、週1回集いのひろばを開催します。(名称「ほっと。café」)
- 5) ファミリーサポートセンター事業
育児について助け合う会員の組織化と運営の支援を行ないます。

8. 会議の実施

- 1)所長会、主任保育士合同会議(月例)
- 2)調理担当者会(献立作成)(月例)
- 3)クラス別担当者会(隨時)
- 4)職員会議
- 5)苦情処理第三者委員との情報交換会(年1回)

9. 職員の研修計画

(1)外部研修への参加

- 1)島根県保育協議会…総会、各種研修会
- 2)雲南保育協議会……総会、施設長部会、保育士部会、研究委員会
調理担当者会、各種研修会
- 3)島根県青少年家庭課…各種研修会
- 4)島根県社会福祉協議会・各種研修会

(2)内部研修への参加

- 1)職員会議における復命研修
- 2)社会福祉協議会職員研修
- 3)飯南町保育所職員研修(年間3回～4回)
- 4)雲南保育協議会公開保育(赤名保育所)

10. 保育所自己評価の実施

各保育所において、「保育所における第三者評価基準(自己評価ガイドライン)」に添った自己評価を実施します。

11. 保護者からの意見の集約

- 1)アンケートの実施と回答の公表
- 2)連絡帳等を利用した意見の集約